

第 34 号 議 案

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
	占用物件	単位	占用料				占用物件	単位	占用料		
			所在地						所在地		
			第3級地	第4級地	第5級地				第3級地	第4級地	第5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につ	<u>670</u>	<u>620</u>	<u>600</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につ	<u>690</u>	<u>630</u>	<u>610</u>
	第2種電柱	き1年	<u>1,000</u>	<u>950</u>	<u>920</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第2種電柱	き1年	<u>1,100</u>	<u>970</u>	<u>940</u>
	第3種電柱		1,400	1,300	<u>1,200</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第3種電柱		1,400	1,300	<u>1,300</u>
	第1種電話柱		<u>600</u>	<u>550</u>	<u>540</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電話柱		<u>620</u>	<u>560</u>	<u>550</u>
	第2種電話柱		<u>960</u>	<u>880</u>	<u>860</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第2種電話柱		<u>990</u>	<u>900</u>	<u>880</u>
	第3種電話柱		<u>1,300</u>	1,200	1,200	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第3種電話柱		<u>1,400</u>	1,200	1,200
	その他の柱類		<u>60</u>	<u>55</u>	<u>54</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	その他の柱類		<u>62</u>	<u>56</u>	<u>55</u>
	略							略			
	路上に設ける変圧器	1個につ	<u>590</u>	<u>540</u>	<u>530</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	路上に設ける変圧器	1個につ	<u>600</u>	<u>550</u>	<u>540</u>
		き1年				法第32条第1項第1号に掲げる工作物		き1年			
地下に設ける変圧器	占用面積	<u>360</u>	<u>330</u>	<u>320</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	地下に設ける変圧器	占用面積	<u>370</u>	<u>340</u>	<u>330</u>	

		1 平方メートルにつき1年			
	略	1個につき1年	略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>510</u>	<u>460</u>	<u>450</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき1年	2,200	<u>830</u>	<u>550</u>
	略				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メートル	<u>25</u>	<u>23</u>	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	につき1年	<u>36</u>	<u>33</u>	<u>32</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>54</u>	<u>50</u>	<u>48</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>72</u>	<u>66</u>	<u>64</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	<u>99</u>	<u>97</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>140</u>	<u>130</u>	130

		1 平方メートルにつき1年			
	略	1個につき1年	略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>520</u>	<u>470</u>	<u>460</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき1年	2,200	<u>900</u>	<u>590</u>
	略				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メートル	<u>26</u>	<u>24</u>	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	につき1年	<u>37</u>	<u>34</u>	<u>33</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>55</u>	<u>51</u>	<u>49</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>74</u>	<u>68</u>	<u>66</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	<u>100</u>	<u>99</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>150</u>	<u>140</u>	130

	0.4メートル未満のもの					
	外径が0.4メートル以上			<u>250</u>	<u>230</u>	230
	0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上			<u>360</u>	<u>330</u>	<u>320</u>
	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上			<u>720</u>	<u>660</u>	<u>640</u>
	のもの					
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動略					
	運行補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>960</u>	<u>880</u>	<u>860</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル	<u>600</u>	<u>550</u>	<u>540</u>
		地下に設けるもの	につき1年	<u>360</u>	<u>330</u>	<u>320</u>
	略					
略			占用面積	略		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートル	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの	につき1年	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			1,100	<u>420</u>	<u>270</u>
	地下に設ける通路			<u>660</u>	<u>250</u>	<u>160</u>
	略			略		

	0.4メートル未満のもの					
	外径が0.4メートル以上			<u>260</u>	<u>240</u>	230
	0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上			<u>370</u>	<u>340</u>	<u>330</u>
	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上			<u>740</u>	<u>680</u>	<u>660</u>
	のもの					
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動略					
	運行補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>990</u>	<u>900</u>	<u>880</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル	<u>620</u>	<u>560</u>	<u>550</u>
		地下に設けるもの	につき1年	<u>370</u>	<u>340</u>	<u>330</u>
	略					
略			占用面積	略		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートル	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの	につき1年	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			1,100	<u>450</u>	<u>300</u>
	地下に設ける通路			<u>670</u>	<u>270</u>	<u>180</u>
	略			略		

法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの		占用面積 1平方 メートル につき1 日	22	<u>8</u>	<u>5</u>
	その他のもの		占用面積 1平方 メートル につき1 月	220	<u>83</u>	<u>55</u>
令第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板(アー チである ものを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1平方 メートル につき1 月	220	<u>83</u>	<u>55</u>
		その他のも の	表示面積 1平方 メートル につき1 年	2,200	<u>830</u>	<u>550</u>
標識			1本につ き1年	<u>960</u>	<u>880</u>	<u>860</u>
旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設	1本につ き1日	22	<u>8</u>	<u>5</u>	

法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの		占用面積 1平方 メートル につき1 日	22	<u>9</u>	<u>6</u>
	その他のもの		占用面積 1平方 メートル につき1 月	220	<u>90</u>	<u>59</u>
令第7 条第1 号に掲 げる物 件	看板(アー チである ものを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1平方 メートル につき1 月	220	<u>90</u>	<u>59</u>
		その他のも の	表示面積 1平方 メートル につき1 年	2,200	<u>900</u>	<u>590</u>
標識			1本につ き1年	<u>990</u>	<u>900</u>	<u>880</u>
旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設	1本につ き1日	22	<u>9</u>	<u>6</u>	

	けるもの				
	その他のもの	1本につき1月	220	<u>83</u>	<u>55</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積	22	<u>8</u>	<u>5</u>
	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日			
	その他のもの	その面積	220	<u>83</u>	<u>55</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	<u>830</u>	<u>550</u>
		その他のもの	1,100	<u>420</u>	<u>270</u>
略	略	占用面積	略	略	略
令第7条第3号に掲げる施設	略	1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	略	占用面積	220	<u>83</u>	<u>55</u>
略	略	1平方メートルにつき1月	略		

	けるもの				
	その他のもの	1本につき1月	220	<u>90</u>	<u>59</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積	22	<u>9</u>	<u>6</u>
	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日			
	その他のもの	その面積	220	<u>90</u>	<u>59</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	<u>900</u>	<u>590</u>
		その他のもの	1,100	<u>450</u>	<u>300</u>
略	略	占用面積	略	略	略
令第7条第3号に掲げる施設	略	1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	略	占用面積	220	<u>90</u>	<u>59</u>
略	略	1平方メートルにつき1月	略		

令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平 方 メートル につき 1 年	A に 0.012 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.014 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.017 を 乗 じ て 得 た 額
	上空に設けるもの		A に 0.017 を 乗 じ て 得 た 額		
	その他のもの		A に 0.025 を 乗 じ て 得 た 額		
令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建築物		A に 0.015 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.022 を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの		A に 0.011 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.014 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.015 を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び 自 動 車 駐 車 場	建築物		A に 0.022 を 乗 じ て 得 た 額		
	その他のもの		A に 0.011 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.014 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.015 を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.015 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.022 を 乗 じ て 得 た 額
	上空に設けるもの		A に 0.022 を 乗 じ て 得 た 額		
	その他のもの		A に 0.031 を 乗 じ て 得 た 額		
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具			A に 0.025 を 乗 じ て 得 た 額		
令 第 7 条 第	トンネルの上又は		A に	A に	A に

令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平 方 メートル につき 1 年	A に 0.016 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額
	上空に設けるもの		A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額		
	その他のもの		A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額		
令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建築物		A に 0.016 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額
	その他のもの		A に 0.012 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.013 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.016 を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び 自 動 車 駐 車 場	建築物		A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額		
	その他のもの		A に 0.012 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.013 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.016 を 乗 じ て 得 た 額
令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.016 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額	A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額
	上空に設けるもの		A に 0.023 を 乗 じ て 得 た 額		
	その他のもの		A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額		
令 第 7 条 第 12 号 に 掲 げ る 器 具			A に 0.033 を 乗 じ て 得 た 額		
令 第 7 条 第	トンネルの上又は		A に	A に	A に

13号に掲げる施設	高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	0.015を乗じて得た額	0.019を乗じて得た額	0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		

備考

1～8 略

9 占用料の額が年額が定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。ただし、令第7条第9号に掲げる施設のうち、高架の道路の路面下に設ける物件の占用料の額は占有の期間にかかわらず日割をもって計算し、日割の額は年額を365で除して得た額とする。

13号に掲げる施設	高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	0.016を乗じて得た額	0.019を乗じて得た額	0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		

備考

1～8 略

9 占用料の額が年額が定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。